

2013 年度学習院大学史学会総会

第 29 回学習院大学史学会大会

期日：2013 年 6 月 8 日(土)

会場：学習院創立百周年記念会館

●プログラム：

・総会 9:45～10:45 【小講堂】

・研究報告

第 1 部 11:00～12:00

【第 1 会議室】

「御守殿への援助金をめぐる幕藩交渉」

学習院大学大学院博士後期課程 吉成 香澄氏

【第 3 会議室】

「通利水大道」刻石再考」

学習院大学大学院博士後期課程 放生 育王氏

第 2 部 13:00～14:00

【第 1 会議室】

「前期倭寇最盛期における対馬宗氏

—「唐人の安堵料」と朝鮮被虜人の送還をめぐって—」

学習院大学大学院博士後期課程 大矢野 範義氏

【第 3 会議室】

「アウグストゥス時代における「イタリア人」の創造

—イタリア半島の民族の統合過程に関する一考察—」

学習院大学大学院博士後期課程 梅崎 貴宏氏

第 3 部 14:00～15:00

【第 1 会議室】

「19 世紀中頃から 20 世紀初めにかけてのセネガルにおけるフランスの植民地政策

—同化から協同へ—」

学習院大学大学院博士後期課程 白井 拓朗氏

【第3会議室】

「朝鮮燕行使のみた朝鮮における朝鮮人被虜とその子孫」

学習院大学学長付国際研究交流オフィス RA 島 暁彦氏

・講演 【小講堂】

15:30～16:30

「日本近代史学史研究のための予備的覚書」

学習院大学教授 千葉 功氏

16:45～17:45

「ヴェトナムに根づく中国近代の民衆宗教—先天道からガオダイ教へ」

学習院大学教授 武内 房司氏

・懇親会

【第1～3会議室】 18:00～20:00

●研究報告要旨：

「御守殿の補助金をめぐる幕藩交渉」

吉成 香澄氏

これまで日本近世の藩財政研究において、大名家奥向に関する詳細な分析は乏しく、その総額のみで評価されることが多かった。特に、徳川将軍家からの姫君を大名夫人として迎えた場合、その居住空間（御守殿）の建設をはじめとして、その後の生活費や幕府から付属された大勢の付人（公儀付人）の人件費が藩に大きな負担であったとされる。御守殿の経費に関しては、尾張藩の御守殿から幕府に提出された支出報告書がある。それによると、御守殿では徳川将軍家一族の人生儀礼・年中儀礼における贈答や、将軍御成（御立寄）での饗応に多くの経費が使われていることが判明した。この点は、御守殿にかかる経費が単に姫君の豪華な生活にのみ使われていたわけではないことを示しているといえる。こうした奥向経費の分析は、今後の藩財政研究において重要になるのではないかと。

以上のことから、本報告では 11 代将軍家斉の娘で水戸藩主徳川斉脩夫人の峯姫の御守殿を対象にして、その経費や藩財政における影響について検討する。

まずはじめに徳川将軍家の婚礼の変遷から、近世後期に婚礼が省略化されていることを示す。この省略化は天明の飢饉後から徐々に行われ、11 代将軍家斉の治世では幕府の財政難を理由に遂行されたことを確認する。本報告で扱う峯姫は、この省略化が本格的に行われるようになる過渡期に婚礼を行っており、その点からも興味深い事例である。

次に水戸藩の財政について概要を述べる。水戸藩は初期から表高に比べて年貢納入率が低く、また江戸定府による藩邸経費の高さがもとで、不安定な収支状況を作り出していた。文化 10 年に峯姫入輿が仰せ出された際、水戸藩は御守殿建築費の工面のため、幕府に既存借財の棄捐と補助金を願いでる。その後も藩では御守殿経費の見積もりをたてて運営するが、実際額が見積もりを上回ることが多く、赤字会計となっていく。水戸藩は幕府から永続金として年 1 万両を受け取ることとなり、これによりどうにか藩財政を保っていた。斉脩死去後は、新藩主となった斉昭によって、数度の財政改革が行われた。しかし天保期に入ると水戸藩領内でたびたび災害が発生し、その救恤のための費用が藩財政を圧迫した。そうしたなか、天保 14 年に幕府から峯姫御守殿の費用についての調査があり、さらにその後、水戸藩から御守殿への支出の金額を指定した上で、御守殿への幕府からの足し金の廃止を告げられる。これに対する水戸藩の調書から、峯姫御守殿の経費負担の役割分担状況、御守殿へ対する藩側の意識などがうかがえる。結果として、幕府からの永続金と足し金はその後も継続されている。

幕府のこの動きは天保期の幕府財政と大きくかかわると考えられる。結果として水戸藩への永続金や御守殿への足し金は残っていくが、このような状況の中、御三家の一つとしての水戸藩は、幕府においてどのように扱われていたのかについても検討したい。

「通利水大道」刻石再考

放生 育王氏

本研究は、秦漢時代の石刻（碑刻）資料を用いた個別具体的な研究である。永田英正（編）『漢代石刻集成』（同朋舎出版、1994年）所収の『「通利水大道」刻石』については、北京図書館（現・国家図書館）蔵の拓本に基づいて釈読が行われてきた。しかし、文字の欠落・誤釈が多く、その内容ははっきりとしなかった。近年になって、趙君平・趙文成（編）『河洛墓刻拾零』（北京図書館出版社、2007年）所収の『都郷水利客舎約束石券碑』が公開され、その釈文の一部が『「通利水大道」刻石』と一致することが確認された。そこで、本報告では、『「通利水大道」刻石』と『都郷水利客舎約束石券碑』の釈文を照合し、増補した上で、誤釈を正して内容を検討する。これによって碑刻資料の再認識だけでなく、従来、『父老僇』から問題とされてきた「約束」に関する検討も可能になるだろう。

「前期倭寇最盛期における対馬宗氏―「唐人の安堵料」と朝鮮被虜人の送還をめぐる―」

大矢野 範義氏

15世紀初頭、対馬島主宗貞茂によって積極的な倭寇禁圧政策が行われたことはよく知られている。しかし、その前段階（14世紀後半）の倭寇に対する歴代の対馬島主宗氏の施政方針というものはこれまで十分に検討されてこなかった。

また、14世紀後半、特に1370年代には朝鮮半島への倭寇侵寇数が著しく増加する時期（「前期倭寇最盛期」）を迎えているが、残存史料の制約もあり、この時期の倭寇と対馬宗氏との関係性は依然として明らかになったとは言い難い研究状況である。先行研究においては、藤経光誘殺事件や高麗の軍備の弱体化などがその基本的な原因として考えられているが、倭寇の最大の根拠地である対馬からの視点が欠如している。

さらに近年、前期倭寇問題の研究において「倭寇から平和通交者へ」というテーマが注目を集めている。そのような中で、倭寇的勢力が朝鮮王朝の平和通交者へと変質していく過程を追うための重要な手掛かりとなるのが被虜人（倭寇に掠奪された人）の存在である。先行研究で既に指摘されているように14世紀～15世紀における被虜人は、日本で①奴婢として使役されるか、あるいは②送還・転売され、一種の交易の対象となっていた。しかし、倭寇の最大の根拠地である対馬の島主宗氏と被虜人との14世紀における関係については、これまでの研究ではやはりほとんど顧みられてこなかった。

そこで本報告では、朝鮮被虜人をめぐる対馬宗氏の対応・政策の在り方を探るために「唐人の安堵料」文言を含む史料の分析を行う。そうして得られた成果をもとに前期倭寇問題を論じる。

まず14世紀後半、対馬では、宗経茂（宗慶）島主期に、倭寇による人の掠奪を容認する方針が打ち出されていた。この容認方針は、その後島主となった宗澄茂にも継承されたものとみられる。そして、経茂・澄茂による倭寇の掠奪容認政策が開始された時期と、前期倭寇最盛期とは一致している。これらを踏まえると、14世紀後半の対馬宗氏（経茂・澄茂）による倭寇政策が結果として、倭寇の侵寇数増加に拍車をかける結果となったと言える。

また、換言すれば、対馬宗氏が倭寇による朝鮮人民の掠奪を認め、被虜人を課税対象として扱う政策をとっていたことが、14世紀、宗氏自身による被虜人の送還事例が見えないことの原因であるということができよう。

このような倭寇政策が転換されるのは宗貞茂島主期である。貞茂によって倭寇禁圧が実施され、被虜人も送還対象として扱うようになってから、前期倭寇は終息へと向かった。宗貞茂による方針転換―被虜人送還―に幕府の圧力が影響していた可能性もあわせて論じる。貞茂による「誠心禁賊之意」の語に象徴されるような積極的な倭寇禁圧は、幕府による朝鮮通交正常化の前提条件として行われたものとして総体的に理解すべき事象であろう。

「アウグストゥス時代における「イタリア人」の創造
—イタリア半島の民族の統合過程に関する一考察—

梅崎 貴宏氏

本報告では、共和政期から帝政期にかけてのイタリア半島の諸民族の表象と「イタリア人」が誕生した過程について扱っていく。古代のイタリア半島には言語・文化に差異がある多様な民族がいたが、その多くが前三世紀までにローマの支配下に入った。これらの民族は、前91年から始まる同盟市戦争をきっかけにローマ市民権を与えられ、ローマの政治体制に組み込まれていった。そして、内乱の際にオクターウィアヌスに忠誠を誓い、アウグストゥス政権の支持基盤になるまでに至った。従来説では、この過程をローマによる統合の歴史として解釈してきた。特に同盟市戦争は、ローマによるイタリアの統合の完成であり、「イタリア人」が誕生する契機となったとされている。しかし近年、このような解釈を「国民国家史観」を反映したものとして否定し、イタリアの統合のありかたを再考する研究が現れてきた。さらに、個々の民族に対する研究も行われており、これらの研究ではイタリアの統合の時期、そして史料上に表れる「イタリア」という言葉そのものにも再検討の必要性があると主張している。

これらの近年の研究を踏まえ、本報告では改めてイタリア半島の諸民族がローマ人にどのように捉えられてきたか、そしてそれらの民族を統合した名称である「イタリア人」がどのような過程を経て誕生したかについて改めて考察していく。従来説では、同盟市戦争以前にローマ化が進んでいたとされているが、共和政期での半島の諸民族への文化的統合は進展しておらず、民族の多様性は残っていた。そしてローマ人は、自らの視座に基づき、他のイタリア半島の民族を様々な観点から蔑視していた。また、共和政期のラテン語史料において、半島全ての民族を指して「イタリア人」と述べている例はないと考えられる。「イタリア人」が半島全ての民族を統合した名称として使われるようになるのは、アウグストゥス時代であった。特にウェルギリウスの叙事詩『アエネーイス』では、作品の舞台である伝説の時代に「イタリア人」を登場させている。この「イタリア人」は、後のアウグストゥスに協力した人々の祖先であるかのように描かれており、ウェルギリウスがイタリア半島の諸民族に「イタリア人の歴史」を共有させようとする意図があったと考えられる。イタリア半島の人々は『アエネーイス』を読むことによって、それまであった民族間の差異を忘れ、全ての人間が現政権の立役者であると自己認識することが可能であったと考えられる。後にこの作品が広くイタリアでの教育に用いられるようになったことで、次の世代にはこの「イタリア人」を基にした歴史観がつけられるようになっていった。以上のようなことを明らかにすることで、ローマとイタリアの関係を文化史の観点から再検討していきたい。

「19世紀中頃から20世紀初めにかけてのセネガルにおけるフランスの植民地政策
—同化から協同へ—」

白井 拓朗氏

フランスの植民地政策の基本は同化(Assimilation)であった、とする研究がフランス・日本の研究者の間では主流であり、そういうイメージとなっている。実際に、法律面から見ても、フランス革命期の1795年に発布された共和国第3年憲法において「植民地を共和国の一部」とする、という文言が、植民地を加えた「一にして不可分の共和国」としてなるということを表していた。しかし、これは革命の混乱によって立ち消え、本国と植民地は主従関係に戻り、同化政策は一步後退する形となる。

再び同化政策を採るのは1848年の奴隷制廃止のデクレ(Décret)が出された時である。その中で、植民地への参政権が与えられ、共和国の一部であるということが再確認された。それ以降、第二共和政、第二帝政、第三共和政とフランス本国の政体が変わろうとも、植民地政策の基本は、同化であるとする見方がされてきた。だが疑問として、同化の概念とはいかなるものであるのか、何をもってして現地人がフランスへ同化するのか、ということについての認識をまず持たなくてはいけないと考えている。本報告では、特に日本の研究者を中心に考察していき、その中でも平野・松沼両氏の研究を手がかりにして、野蛮な現地人にヨーロッパ文明を授ける「文明化の使命論(Mission civilisatrice)」を含んだ、奴隷制の廃止、言語、法律といった立場から同化について見ていく。

その結果を先に言ってしまうと、同化は実行不可能な政策であった。文化や慣習、言語の違う現地人をフランス人とすることなど困難であり、植民地を混乱に招く恐れがあった。それでもフランス＝同化というイメージが根強いのは、フランス革命の人間平等の理想に縛られたフランスの足かせであったと言える。そうした19世紀末頃から植民地に関わる行政官や軍人、社会学者などによって同化に代わる新しい政策として「協同(Association)」という考えが出てきた。その中心人物となったのが、社会学者のル・ボン(G. Le Bon)やインドシナで行政官を務めたアルマン(J. Harmand)といった人物であった。彼らによって本国政府に協同政策を採るべきだという主張がなされた。現在の研究によっても19世紀末頃から20世紀初めにかけて協同の考えが現れたとするものが多い。それは19世紀末の社会状況を表していて、社会・人文諸科学の発展やイギリスの間接統治を採用すべきということに押される形となったからである。

修士論文で取り上げた1850年代にセネガル総督を務めたフェデルブ(L. Faidherbe)は、セネガルの植民地化を推し進め、フランスの西アフリカ進出の足がかりを作った人物であった。本報告の論点として彼の植民地政策が協同の出発点であり、フランスによるセネガル植民地の建設が1850年代にフェデルブによって形成されたという背景には、現地人を加えた協同体制によるものであったということの本報告で明らかにしていきたい。

「朝鮮燕行使のみた清朝における朝鮮人被虜とその子孫」

島 暁彦氏

朝鮮王朝は16世紀末に2度にわたる豊臣秀吉の朝鮮出兵、17世紀前半にも丁卯(1627)・丙子(1636)年の2度にわたる胡乱を経験した。その際に被虜となった朝鮮人は、日本からは朝鮮通信使を通じて刷還という形で帰国したが、存在を伏せられ刷還されない者や自ら日本に留まることを決意した者もいた。日本に連れ去られたそうした人々に関する研究は一定程度あるように見受けられる。

一方、清朝に連れ去られた者たちはその一部が贖還という形で買い戻され、朝鮮に帰還した。しかし、贖還されずに清国内に留まらざるを得なくなった朝鮮人も少なからずいた。このような清朝側に連れ去られた人々については、これまで史料的制約もあり、研究が手薄であった。

だが近年、朝鮮王朝の公式の外交使節である燕行使に参加した者たちの記録を集めた史料群が燕行録として数多く刊行されたことで、清朝における朝鮮人被虜についても多少なりともその状況を把握できるようになってきた。そこで、この度の報告では、燕行録を利用しながら、清朝へ派遣された朝鮮燕行使が道中で出会った朝鮮人被虜とその子孫について17世紀後半の事例を中心に検討してゆくこととしたい。

●講演要旨：

「日本近代史学史研究のための予備的覚書」

千葉 功氏

「六国史」以降の正史編纂を命じる「修史御沙汰書」が出され、さらに太政官正院歴史課が修史局を経て、一八七七年には修史館に改組された。さらに、川田剛グループを追放することによって、重野安繹・久米邦武・星野恒という同質の集団として純化するとともに、修史館は「大日本編年史」という正史編纂へと乗り出すことになった。内閣制度実施直後の一八八六年一月、修史館は内閣直属の臨時修史局となる。

民間では福沢諭吉や田口卯吉ら啓蒙主義者による文明史がさかんに行われていた。文明史とは、一国の歴史をその固有・特殊の面に見ず、普遍・法則的進歩の面においてとらえるものである。特に、田口は『日本開化小史』において神代を否定し、「神道の濫觴」を合理的に見、従来「暗黒時代」として退けられがちであった南北朝～戦国時代における民衆・経済の「進歩」を認めるなどの史論を展開した。

一八八八年一〇月、臨時修史局は帝国大学へ移管されて「臨時編年史編纂掛」となり、重野安繹・久米邦武・星野恒は文科大学教授兼臨時編年史編纂委員となった。重野は、ルートヴィヒ・リースの指導により設立された史学会会合（一八八九年一月）において演説を行い、「歴史」と「名教」を分離することが必要であると強く主張した。

この間も正史編纂は続いていたが、「大日本編年史」が一三一八～一三九二年の時期において「大日本史」と重複していたことは、史料の収集・調査とあいまって、重野・久米をして「大日本史」が依拠する「太平記」への批判に向かわせた。重野は「太平記」に出てくる児島高德や桜井駅の別れを否定し、「抹殺博士」と呼ばれた。

久米の論文「神道は祭天の古俗」も、神道家による猛烈な攻撃の結果、一八九二年三月、帝国大学は久米を非職処分とし、内務省は久米の論文が掲載された雑誌を発禁処分とした。さらに、重野・久米らの研究に対して強い嫌悪感を抱く井上毅文相によって、一八九三年四月、帝国大学の国史編纂事業は停止、史誌編纂掛も廃止となった。二年後、史料編纂掛として再出発したが、史料収集に特化したうえ、「世上の物議」をかもしような論説を発表することは厳に慎むといった「掛員規約」が定められた。

大逆事件の判決日である一九一一年一月十九日、『読売新聞』の社説が国定教科書における南北朝並立をもって桂太郎内閣を攻撃し、また野党立憲国民党が政府問責決議案を提出すると、南北朝正閏問題は政争化する。結局、閣議で南朝正統が決定され、教科書編修官の喜田貞吉は休職処分となった。さらに、国定教科書では「南北朝」が「吉野朝」と改名され、壬申の乱や南北朝の内乱は以後、歴史教育の分野でタブーとなるのである。

本報告は、現地調査やアーカイブズ調査で得られた知見をもとに、とりわけ華人の枠を越えて現地ヴェトナム人社会にも受容されていく中国近代の民衆宗教の動態を検討しようとするものである。19世紀後半以降、華南・ヴェトナム間の海上交易が盛んとなるなか、多くの華人がヴェトナム南部に移住した。こうした移民たちの内面を支える役割を担ったのが、在来の民間信仰と並んで、18世紀以降、中国江西省を中心に勃興し、西南中国や華中・華南地域に展開した先天道などの民衆宗教であった。ヴェトナムへの先天道の伝播は、近年、主として華人社会史や宗教史の分野で注目されつつあるが、なお未解明な点が少なくない。

植民地期のヴェトナムにおいて、先天道は、華人系の宗教“明師道”として登場し、華人のみならず多くのヴェトナム人信徒を持つに至った。現在のヴェトナムにおいても、同派は、2008年に政府の公認を受け、明師道仏教会としての活動が認められるようになった。近年、報告者はこの明師道仏教会系の宗教施設“仏堂”を訪問し、同派に伝わる宗教文献を調査する機会に恵まれた。これらの経巻には、『慶祝表文』などのように布教者の活動履歴を示すものも少なくない。これらの経巻の検討から、明師道が、青蓮教の流れを汲む先天道が第十六祖と仰ぐ林金秘に系統を引くこと、ハティエン、サイゴンといった交易港を中心に、ヴェトナムへの布教が一八七〇年代に開始したことが確認できる。

在家仏教主義と道教的内丹論を宗教教義の柱に据えた先天道は、当初、ヴェトナムに居住する華人に受容されるのみであったが、しだいにヴェトナム人社会にも広まりを見せ、植民地当局の関心を引くようになった。一九二〇～一九三〇年代に入り、カオダイ教などの新興宗教がヴェトナム南部各地で勃興したためである。これらの宗教運動に明師道系民衆宗教は深く関わっていた。

現在、ヴェトナム国家図書館には植民地時代に採用された納本制度によって一九三〇年代を中心とした多くのカオダイ教文献・パンフレットが所蔵されているが、この中には、明師道仏教会所蔵経巻のヴェトナム語（クオックグー）訳が含まれている。じっさい、カオダイ教系諸派には、明師道系に属する宗教者が少なくなかった。従来、カオダイ教はキリスト教・仏教・儒教といった各宗教を融合させたシンクレティズムとして理解される傾向が強かったが、今後、中国民衆宗教の側からその教義や運動の性格を検討することが必要であり、そうした作業をつうじて、一九三〇年代末から四〇年代にかけて、反仏・ナショナリズム運動への傾斜を強めるカオダイ教の特徴もより明らかになるであろう。」